

# 肖像畫の中の遺言狀

——『諭世明言』『滕大尹鬼斷家私』をめぐって——

## 目次

はじめに

一 『諭世明言』『滕大尹』の物語

「滕大尹」の物語 多様なバリエーション 「滕大尹」の物語の特色

二 「滕大尹」の背景

「三言二拍」と遺産相續 守られない遺産均分制 老父と老生兒

三 肖像畫文學としての「滕大尹」

「滕大尹」の肖像畫 制作の時期 構圖 動機 老父の悲しみ

四 馮夢龍と肖像畫文學

肖像畫文學學例 肖像畫文學の特色 馮夢龍と肖像畫文學 「滕大尹」に見る馮夢龍文學 肖像畫文學の展開

おわりに

注

小  
川  
陽  
一

## はじめに

明末の馮夢龍『諭世明言』（『古今小説』）卷十に「滕大尹鬼斷家私」（以下「滕大尹」略稱する）という作品が收められている。これは主人公の倪守謙という退官したもと太守（府知事）が、八十歳近くになって側室を迎え第二子をもうけたために、すでに人生計畫の定まった年齢の長男との間に生じた遺産相續をめぐる確執を扱ったものである。

この題材は嫡出庶出を問わず遺産の均分制をとる社會において、年老いた父がその子や周囲の人々の豫想もしなかった高齢になって、子をもうけた—このような子を當時の言葉で「老生兒」と稱した—ために生ずるトラブルで、明清の小説・戯曲にはしばしば取り上げられたものである。公案小説では「爭占類」（『皇明諸司廉明奇判公案傳』下卷に十六話）とか「謀産類」（『新刻海若湯先生彙集古今律條公案』第六卷に五話）として、收められている。

だからこの點では、「滕大尹」はとくに珍しい作品というわけではない。そのためか中國でも日本でも、あまり研究者の關心を呼ばなかったようで、關連する研究は少ない。清の黃文暘『曲海總目提要』卷二十七に「長生像傳奇」（散逸）が『諭世明言』や『龍圖公案』を粉本としているとする記事があるほかは、胡士瑩『話本小説概論』にも譚正璧『三言兩拍資料』にも取り立てて論考がない。日本では澤田瑞穂博士の『宋明清小説叢考』の「張一飛公案その他」のなかに遺産相續物語の一環として取り上げられている程度である。ただ「滕大尹」の考察自體を目的としたものではないが、駒田信二氏の『對の思想—中國文學と日本文學—』の中の「對の思想—あるいは影の部分について—」に「滕大尹」が『皇明諸司廉明奇判公案傳』に基づくという指摘がある。當時としては貴重な發見であったといえるであろう。このように中國でも日本でも、あまり取り上げられることがなかったが、明清の社會的・文學的環境下の作品として、もっと注目されてもよい興味深いものといふべきであろう。とくにこのころ日常生活のなかで流行した肖像畫をモチー

フとする小説・戯曲―以下小論では肖像畫文學と稱する―の一種としてとらえると、この作品への理解が深まるのではないか。肖像畫の中に遺言狀を封じ込めるといふ、一見奇異な手口に、老生兒の將來を危惧する老父の切ない心情が託されていること、そのような作品に仕立て上げた馮夢龍の文學的關心のありようが見て取れること、その背景には明清の肖像畫文學の流行があったこと、明末の情尊重の文學觀があったこと、などを念頭においてこの作品を考察することもまた意義あることと考えられる。

## 一 「喩世明言」「滕大尹」の物語

『喩世明言』卷十「滕大尹鬼斷家私」は「滕知事が幽鬼によりて家産を裁斷した」という意味で、大尹は郡の知事、家私ここでは家資と同じで、家産のこと。滕知事が他界した倪守謙の靈魂と語るふりをして、遺産を次男の善述に與えると裁斷した、ということである。やや長いが、論の展開の必要上、梗概を掲げる。

〔梗概〕 明の永樂年間のこと。北直隸順天府香河縣に住むもと府知事の倪守謙は、妻はすでに亡く、一子善繼が成人して妻子があった。守謙は七十九歳のときに側室梅氏を迎え、翌年に次男善述をもうけた。長男の善繼は豫想外の弟の出現で、遺産の取り分が減ることを慮って、心中穏やかでなかった。その五年後、八十四歳の守謙は、梅氏と善述に小屋と五、六十畝の土地を與え、その他の遺産はすべて善繼に與えると遺言した。不満を訴える梅氏に、密かに一幅の掛け軸を與え、將來暮らしに困ったら、これをもって賢明な役人に訴え出るようにと言ひ殘して死んだ。のち善繼の援助が得られない梅氏母子は生活に困り、掛け軸をもって滕大尹に訴え出た。この掛け軸には守謙

が善述を膝に乗せて椅子に腰掛け、片手で地を指さしている肖像が描かれてあった。膝大尹はこの繪の意味が理解できなくて悩んだが、偶然にこの繪の裏に文書が封じ込められているのに気付いた。取り出してみると、そこには、屋敷内の小屋の地下に銀一萬兩、金一千兩埋めてある。それをすべて善述に與える。これは不孝不悌の善繼の遺産獨占を防ぐための計らいである。裁斷した役人には謝禮として金三百兩を與える、という趣旨の自筆の遺言がしたためてあった。膝大尹は翌日倪家を訪ねると、虚空に向かつて人と話し合うふりをしたあとに、故人のお告げであると稱し、地下から金銀のカメを掘り出させ善述に與えた。さらに故人の意向であると稱して金一千兩をせしめた。掛け軸は表具し直して返したが、遺言狀は手元に殘したまま、返さなかった。

この作品に關しては、上述のごとくすでに駒田信二氏によって、『皇明諸司廉明奇判公案傳』に同内容の話が收められていることが指摘されている。この指摘は公案小説がまだあまり注目されなかった昭和四十四年になされたもので、その點では優れた指摘であったといえよう。その後、莊司格一博士の指摘(3)もあり、管見も加えると同内容の話が少なくとも五種類存在することが知られる。

① 『皇明諸司廉明奇判公案傳』（『廉明公案』と略稱）下卷爭占類に「膝同府斷庶子金」がある（駒田信二氏の指摘による）。建邑書林余氏雙峯堂刊。大塚秀高『増補中國通俗書目』によれば現存四種が知られているが、最も古いものは萬曆二十六年（一五九八）刊本という。小論では蓬左文庫藏本（刊行年不明）を用いた。

② 『新刻全像海剛峯先生居官公案』（『居官公案』と略稱）第五十九回に「判給家財分庶子」がある（莊司格一博士の指摘による）。金陵萬卷樓刊。大塚書によれば現存五種が知られているが、最も古いものは萬曆二十四年（一六〇六）

刊本という。小論では東京大學東洋文化研究所藏本（刊行年不明）を用いた。

③ 『勸戒全書』卷十『達勸集』に成都の金翁の話がある（典據の指摘なし。小川發見）。『勸戒全書』は崇禎十四年（一六四一）陳成卿（智錫）輯、金閭錢學周刊。内閣文庫に所藏されている。

④ 『太上感應篇圖說』第四冊「減人自益」の案（證據としての例話）に閩中の倪某の話がある（典據の指摘なし。小川發見）。『太上感應篇圖說』にはいくつかのテキストがあるが、酒井忠夫『増補中國善書の研究』（下）<sup>4</sup>によれば、古いものに内閣文庫藏康熙三十三年（一六九四）新鑄本がある、小論では東北大學狩野文庫所藏の光緒四年（一八七八）重鑄本を用いた。

⑤ 『龍圖公案』卷四に「扯畫軸」がある（莊司格一博士の指摘による）。大塚書によれば『龍圖公案』には非常に多くのテキストがあるが、いずれも清刊本である。小論では臺灣・天一出版『罕本中國通俗小説叢刊』第一輯所收の同治十三年（一八七四）刊本を用いた。

右の五種の話は、所收テキストの古い順に掲げたが、テキストの刊行時期が明らかでないものもあるし、典據も話そのものの成立時期も不明であるから、前後関係は正確ではないが、天啓四年（一六二四）以前に編纂されと見られる『諭世明言』『滕大尹』は、②の『居官公案』の後に位置づけられるだろう。

この、『諭世明言』の「滕大尹」を含む六種の話は、年老いた父が自分の死後、幼い次男の生命と財産を強欲非道な長男から守るために、遺言状を肖像畫の中に封じ込めておいて、次男の成人後に賢明な役人の出現を待って裁斷してもらうという基本構造で共通しており、同一の話とみなすことができる。キーワードは、老生兒・遺産均分・長男の不孝不悌・遺言状・肖像畫とならうか。

このように基本的には、同一の原話に基づいたバリエーションであるが、人名、埋藏された金銀の額、役人への謝禮の額、その謝禮への役人の對處の仕方、肖像畫の構圖などの細部になると、收載する書の性格と関わって、それぞれに相違があり面白い。①②⑤の公案小説では裁きを擔當した役人の謝禮への對應の仕方に、③④の善書では金錢觀と金錢をめぐる人々の行爲に對する善書の倫理に基づく評價に、そして『喩世明言』『滕大尹』では老生兒を思いやる老父の心情に、という具合にそれぞれ關心のありかたが異なっている。

このように多様なバリエーションがあるということは、「滕大尹」の話がかなり廣く知られたものであったこと、そのような狀況を作り出す社會的背景があったということになるだろう。だから、遺言狀を肖像畫の中に封じ込めるといふ構想が今日の我々には奇異ではあつても、當時にはそれなりの社會的背景がありえたということになるだろう。以下、とくにこの點に視點をすえて論を進めていく。「滕大尹」自體の考察とあわせて、明清の肖像畫文學考察の一環ともしたいと考えるからである。

## 二「滕大尹」の背景

明清の小説には遺産の分割や相續を題材とする作品が多い。『三言二拍』に限ってみても、「滕大尹」の他に、次の作品を擧げることができる。なお次に掲げる題名の後の「入話」は、作品の冒頭に置かれる「前置き」「まくら」としての短い話、「正文」「正話」はそれに續く「本題」「本文」のことである。「正文」と「正話」は同じで『三言』では「正文」、「二拍』では「正話」の語が用いられているのに従ったものである。

- ① 『醒世恆言』 卷二「三孝廉讓產立高名」の入話・正文
- ② 『醒世恆言』 卷十七「張孝基陳留認舅」の正文
- ③ 『醒世恆言』 卷三十五「徐老僕義憤成家」の正文
- ④ 『初刻拍案驚奇』 卷三十三「張員外義撫螟蛉子、包龍圖智賺合同文」の入話・正話
- ⑤ 『初刻拍案驚奇』 卷三十八「占家財狼婿妬侄、延親脈孝女藏兒」の正話
- ⑥ 『二刻拍案驚奇』 卷十「趙五虎合計挑家釁、莫大郎立地散神奸」の正話
- ⑦ 『二刻拍案驚奇』 卷十三「鹿胎菴客人作寺主、剡溪里舊鬼借新屍」の正話
- ⑧ 『二刻拍案驚奇』 卷十六「遲取券毛烈頼原錢、失還魂牙僧索剩命」の正話
- ⑨ 『二刻拍案驚奇』 卷二十「賈廉訪贖行府牒、商功父陰攝江巡」の正話
- ⑩ 『二刻拍案驚奇』 卷二十六「憎教官愛女不受報、窮庠生助師得令終」の正話

この十種には美談も醜聞もあるが、いずれも遺産の分割・相續にまつわる話である。「滕大尹」を含めるとその数は合計十一編にのぼり、『三言二拍』二百編に占める割合は高いといえよう。

遺産分割の不公平については、當時流行の善書にも強く戒められていて、社会的な問題であったことが知られる。

『太上感應篇』では「減人自益一人の財物を減らし、自分の利益を増やす」ことは罪過であるといい、前章に掲げた『太上感應篇圖説』で閩の倪某の話を引きしているのはその例の一つである。また陳成卿（智錫）『勸戒全書』に収める紫府太微仙君授、西山又玄眞子傳『功過格』倫常第一に次のようにいう。なお引用文中の「功」は善書の一つである功過格でいうプラスの點數、過はマイナスの點數のこと。括弧内は筆者が補ったものである。

兄弟が敬愛しあい、婦女下僕の讒言を聽いて、仲違いをするようなことがなければ、一日ごとに一功となす。善事に賛成せば、一事ごとに十功となす。よく姉妹を待遇するものは同じ扱い（十功）とする。よく異母の庶出及び幼児・孤兒を待遇するものは倍の扱い（二十功）とする。家産の分割に公平ならば五十功とする。譲ること多く取ること少なければ百功とする。争いになるべきときに争いを避けたら二倍の扱い（二百功）とする。

兄弟が不和で、悪口や怒りを加えたり、讒言を聽いて分家するものは、一日ごとに一過とする。遺産分割が不公平な場合は五十過とする。密かに人の資産を犯すものは百過とする。異母の庶出をいじめると二倍の扱い（二百過）とする。幼児・孤兒をいじめると十倍の扱い（千過）とする。

善書でこのように勸戒しなければならないような状況のなかで、老人が豫想されなかった高齢になって男兒をもうけるとどうなるか。清の袁枚の『隨園隨筆』卷二十七に「老年人生子族人作鬧」という一文があって、そのことを指摘している。

親戚の史少司馬が、七十七歳になって子をもうけたところ、一族の者たちがやってきて大騒ぎになり、わしはびっくりした。その後「歐公社祀墓誌」を讀んだところ、閩の地方の習俗は貧乏で欲張り、老人が子をもうけると、父兄が取り上げないことが多い。それは家産分割への配慮からである。杜公が上書して五保（五軒單位の相互監視組織？—小川）を作って、互いに監視させ、違反者は罰するようにしたところ、生まれた子は死を免れることができなくなった。閩の人々はこれを徳として、杜公の姓や字を生まれた子に附けたとあった。この記事はその子の

家の父兄について言ったもので、一族の人々のことではあるまい。もし一族の人々について言ったものだとすると、非道ぶりは憎むべきものである。<sup>(6)</sup>

このように老生兒の出現は兄や姉の夫などに遺産の取り分の減少を招くから、老生兒は生まれたときから生命の危険にさらされていた。だが古い先の短い老父には、老生兒が成長するまで保護することができなかつたから、老父はあの手この手の対応策を採らねばならなかつた。遺言状を作成するときに二通りの意味にとれるようにしておいて、娘婿には遺産をもらえるものと思ひこませて老生兒の安全を圖り、やがて老生兒が成人したときに役所に訴え出て、もう一つの意味、遺産は老生兒に與えると讀むべきだと裁斷してもらう手<sup>(4)</sup>『初刻拍案驚奇』卷三十三「張員外義撫螟蛉子、包龍圖智賺合同文」の入話）や、遺産は「婿七子三」の割合で與えるという遺言状を作り、娘婿を安心させておいて、老生兒が成人したら訴え出させて、これは老生兒の安全を圖つた亡父の配慮で、眞意は「子七婿三」であると裁斷してもらう手（『國色天香』卷六上層「折獄分明」）などはよく知られている。<sup>(7)</sup>「滕大尹」では遺産の半分相當の金銀を埋藏しておいて、それを記した遺言状を肖像畫の中に封じ込めて、老生兒の成人を待つて訴え出る手を探つたわけである。いずれも遺産均分制社會における老父と長男や女婿との攻防が、切なくかつおぞましく描き出されている。

### 三 肖像畫文學としての「滕大尹」

滕大尹が肖像畫の中から取りだした遺言状には次のように記されていた。

それがしは元太守にして、いま齡八十を越えた。死が旦夕に迫っているが、これもまた恨むものではない。ただ愚息の善述が満一歳になったばかりで、成人まで遠いのが気がかりである。嫡男の善繼は孝友心に缺け、後日「次男善述が」この兄に殺されるのではないかと恐れる。そこで新築の大邸宅二軒と田産のすべてを善繼に與え、屋敷の左端の古い小屋だけを善述に與える。これは小さいけれども、屋内の左壁の下に五千兩の銀を五つのカメに入れて埋めてある。右壁の下には銀五千兩と金千兩を六つのカメに入れて埋めてある。これは長男に與えた田畑に相當する額である。後日賢明なる役人が裁斷して下さったら、善述から謝禮として銀三百兩を差し上げよ。

八十一翁倪守謙親筆 年 月 日 花押<sup>⑧</sup>

倪守謙は七十九歳のとき、例年のごとく十月に莊園へ租を集めに行き、そのとき見かけた十七歳の娘梅氏を妾に迎え、つれて歸った。翌年梅氏が男子を産んだが、その日が九月九日だったので幼名を重陽兒（後の善述）とした。その二日後の十一日が倪守謙の八十歳の誕生日だったので、この子の生後三日を祝う湯餅會と併せて盛大なお祝いをした。その宴席の陰で、「誰の種かわからない子を、弟とは認めない」と言いふらす長男善繼のとげのあることばに守謙は心を痛めた。

その一年後にまた守謙の誕生日と重陽兒の満一歳のお祝いの日が巡ってきたが、その日になると善繼は外出してしまつて、多數の親戚や客人の接待はしなかった。父の守謙にはその心の中がよくわかっていたから、幼兒と梅氏の將來を慮つて、悲しんだり悩んだり、後悔したりするのだった。その場面は次のように描かれている。

光陰は矢のごとく、また一年がたちました。重陽兒が満一歳になり、將來を占う儀式をすることになり、親戚がやつ

てきて、お祝いをいたしました。それなのに倪善繼は外出してしまって、お客の相手をいたしません。老人にはその心がわかっていましたので、探しに行こうともせず、自分で親戚の相手をして、一日酒を飲みました。口には出しませんでしたが、心の中では満たされないものがありました。昔から「子孝なれば父心寛し」ともうしますが、その善繼の人となりは、欲張りのうえに残忍で、ただもう幼児が成長して、自分にも財産をよこせというのが心配で、弟だと認めようとせず、後日その母子を處置しやすいようにと、今のうちから悪口やデマをいいふらしておりました。倪太守は學問をして役人になったような人ですから、そのへんの事情はよくわかっていました。自分が年老いていて重陽兒の成長を見届けることができません、重陽兒が後日長男から生活費をもらわなければならぬので、ここで長男と喧嘩ができなくて我慢するしかないのを恨むだけでした。この幼児を見るにつけ、ひどく心を痛めるのでした。梅氏の若いのを見ても、ひどくかわいそうになりました。そのため、しょっちゅう考え込み、ふさぎ込み、悩み、悔やむのでした。<sup>(9)</sup>

さらにその四年後、守謙八十五歳、重陽兒六歳のときに、肖像畫を梅氏に與えて守謙が亡くなる。肖像畫を描いて表具し、そのときに遺言狀を封じ込めたわけで、それには一定の時間がかかったはずだが、それが人知れず密かに行われたのは遺言狀から推測すれば八十一歳の年であった。肖像畫は多くの場合誕生日のころに描くから、この場合も誕生日のころ、長男の冷たい態度にショックを受けた直後というのが、この小説の自然な読み方だろう。肖像畫は喜容とか行樂圖とか福祥などともいい、お祝いの意味が込められる場合が多い。明の吳炳の傳奇『療妬羹』第二十一齣には、小青の肖像畫を頼まれた韓泰斗が、肖像畫には「十不畫」といって、描かない顔が十種類ある―それは病容・醉容・倦容・恨容・淚容・羞容・懼容・愁容・矯容・褻容だ、という場面がある。守謙の肖像畫には八十一歳のお祝いの陰に、不孝

不悌の長男への怒りと嘆き、幼い次男の將來への不安、年若い妾への哀れみが潜んでいたから、繪師には祕密にされていたであろうが、「十不畫」の恨容や愁容に該當する思いが秘められた異色の肖像畫であったことになる。

この肖像畫には、守謙が椅子に腰掛けて赤ん坊を膝に乗せ、片方の手で地を指さしている繪が描かれていると記される。この構圖は前掲のバリエーションのうち「滕大尹」と『龍圖公案』だけに見られるものである。『龍圖公案』は時代的に見て「滕大尹」を襲ったものと思われるから、この構圖は「滕大尹」において發想されたことになる。この構圖にしたことよって、それまでは單に地を指さしているだけで、地下の金銀しか念頭になかった老父の心中に、赤ん坊への思いが付け加えられることになって、俄然豊かなふくらみを持つことになった。従來の構圖に赤ん坊を書き加えただけのことだが、このような効果をあげることになった。これが「滕大尹」、ひいては廣く『三言』がもつ文學的豊かさというものである。馮夢龍の改變の成果をここに見ることができるといえよう。

赤ん坊を書き加えたのは馮夢龍の功績であったが、遺言狀を肖像畫の中に封じ込めたとする原話のユニークな長男對策の發想の背後には、明清期における肖像畫文學の流行があったことも見逃せないだろう。

#### 四 明清の肖像畫文學と馮夢龍

肖像畫文學といういい方は日本でも中國でも見かけることがなく、いささか奇異ではあるが、湯顯祖の「牡丹亭還魂記」(以下「還魂記」と略稱)の出現と流行を見るだけでも、その感は多少なりと拂拭されるであろう。王昭君と毛延壽の故事以來、肖像畫をモチーフとしたり、全體的であれ部分的であれ、題材として使用した小説・戯曲は少なくない。ただそれらが肖像畫文學として取り上げられ、考察されることがなかっただけのことである。以下、圖贊・像贊・像傳

の類は省略し、小説・戯曲に限って関連作品を管見によっていささか指摘するならば次のようになる。この種の小説・戯曲が少なくないことを示すことが目的なので、細大漏らさず指摘したものではない。限られた紙幅で煩雑を避けるために、戯曲名は簡略化した形で記す。書名と見なすか作品名と見なすかの区別が困難な場合があるので、括弧は一律に一重とした。

- ① 王昭君故事…漢・劉歆「西京雜記」卷二、無名氏「王昭君變文」、元・馬致遠「寒宮秋」、明・陳與郊「昭君出塞」、明・無名氏「和戎記」、清・尤侗「吊琵琶」、清・雪樵主人「雙方奇緣」
- ② 楊貴妃故事…白居易「長恨歌」、宋・樂史「楊太眞外傳」、元・白仁甫「梧桐雨」、清・洪昇「長生殿」
- ③ 眞眞故事とその類似作品…「太平廣記」卷二八六「聞奇錄」の「畫工」（「異聞總錄」「松窓自記」にも）、宋・洪邁「夷堅志」補卷十「崇仁吳四娘」、明・陶宗儀「輟耕錄」卷十一「鬼室」
- ④ 韋臯玉簫故事…唐・范攄「玉簫化」、元・喬吉「兩世姻緣」、無名氏「玉環記」
- ⑤ 杜麗卿故事…無名氏「杜麗娘記」、無名氏「杜麗娘慕色還魂」、明・湯顯祖「牡丹亭」
- ⑥ 小青故事…明・詹詹外史「情史」十四「小青」（清・張山來「眞初新志」一、清・烟水散人「女才子書」一にも）、明？朱京藩「風流院」、明・吳炳「療妬羹」、明・徐野君「春波影」、清・曾七如「小豆棚」卷九「小青」
- ⑦ 元・宋梅洞「嬌紅記」（小説）、明・孟稱舜「嬌紅記」（傳奇）
- ⑧ 明・阮大鍼「燕子箋」（傳奇）、無名氏「新編燕子箋」（小説）
- ⑨ その他の戯曲…明・高明「琵琶記」、無名氏「碧桃花」、無名氏「馬上郎」、明・吳炳「畫中人」、明・范文若「夢花酣」、清・李漁「玉騷頭」…

⑩ その他の小説：明・笑笑生「金瓶梅詞話」六十二回、明？西子湖伏雌教主「錯葫蘆」第十五回、清・蒲松齡「聊齋志異」卷六「吳門畫工」、清？隨緣下士「林蘭香」、清・袁枚「子不語」卷五「畫工僵屍」、同卷二十三「鬼妬二則」第一則、清・俞蛟「夢廠雜著」卷七「閔孝子傳」、清・曾七如「小豆棚」卷十二「黃玉山」、清・宋欣「夜雨秋燈錄」卷五「丹青奇術」：

このように肖像畫文學は王昭君故事以來、時代が下るとともにその數を増し、明清期には盛んになり、戯曲にとくに著名な作品が多くなる。

その肖像畫文學には、おおざっぱに二つの流れがあった。一つは畫中の架空の美女に向って心を込めてその名を呼び続けると、繪から抜けだしてきて愛に應えるという虚構の幻想世界を追求したもので、③の眞眞故事の流れがこれに當たる。⑤の「牡丹亭」や⑨の「畫中人」はその文學的頂點に位置する作品である。もう一つはかつて實在した故人を後に残された者が肖像畫を掲げて偲び続けるといふ現實世界の心情を強調したもので、①の「寒秋宮」や②の「梧桐雨」をその文學的頂點とする流れの作品がそれである。さらにこの二つの流れの混合型やその他を加えて肖像畫文學が形成されるが、いずれにしても、戀人であれ、父母であれ、聖賢であれ、畫中の人物への強い思慕の情の上に築かれる文學世界であることが何よりの特色である。その點で情の文學といふことができる。

このような文學が馮夢龍好みであったことはいままでもないであろう。肖像畫文學の代表作といふべき「牡丹亭」に馮夢龍自身が手を加えて、「墨憨齋重定三會親風流夢傳奇」を作っていることからそれが知られるであろう。

もともと肖像畫作成には祖先や父母など故人への追慕の目的が濃厚であったから、子供とりわけ幼兒が對象になるとはありえなかった。逆に子供が描かれると早死にするとして嫌われたふしさえあった。右に指摘した肖像畫文學の小

説・戯曲の中からは、幼児の肖像畫のことは一例も見い出せない。そんな狀況を思えば、肖像畫の中の遺言狀の物語で「滕大尹」とそれを襲った『太上感應篇圖説』所收の話以外には、幼児が描かれていないのも當然のことであった。それを改めて幼児を書き加えたことから、老父守謙の心情の強調という文學的效果と同時に、當時の肖像畫文學の常識を越えようとした馮夢龍の姿勢も読みとるべきかも知れない。おおげさにいえば、肖像畫文學は馮夢龍によって新たな展開を見せようとしたということができよう。

### おわりに

肖像畫文學が馮夢龍によって新たな展開を見せようとしたとはいっても、それは「滕大尹」の一例だけであって、馮夢龍自身によっても、別人によっても、これに續く作品は作られることがなかった。だから肖像畫文學は、新たな展開を見せることなく終わってしまったといわざるを得ないだろう。

一九五〇年代に南京で發見され、一九九四年に臺灣の漢聲雜誌社から刊行された『中國民間肖像畫』には、清末の民間肖像畫家用の手引き書らしき『追容像譜』を複製して載せている。『追容』などという書名からすると、他界した人の肖像畫を没後に作成するための顔見本集で、故人を知っている人に、この中から似ているパーツを指示させて描き上げるためのものと思われる。解説によると原本には三百圖近く収録されているといわれるが、この複製本には男性一七三圖、女性二十五圖、計一九八圖が収められているだけである。すべて壯年と老年で、老年の方が多い。青年と少年は一圖もない。ここに収められなかった百二十餘圖の年齢狀況がわからないから、確かなことはいえないが、収められている一九八圖に限っていえば青少年の圖がないことだけは確かである。<sup>10)</sup>

肖像畫文學において幼兒を扱ったものは、現時點での管見では「滕大尹」の場合が唯一の例であるが、最後に付け加えておきたいことは、魯迅の弟の肖像畫のことである。魯迅（周樹人）には周作人と周建人の他に、さらに妹一人と弟一人があった。妹は端姑、弟は椿壽といったが、二人とも夭折して、あまり知られることがなかった。椿壽は一八九三年に生まれて、一八九八年の冬に急性肺炎で亡くなった。そのとき母の魯氏がひどく悲しんだので、周作人が慰めようとして、紹興の畫家葉雨香に頼んで椿壽の肖像畫を描いてもらった。葉雨香は椿壽に會ったことがなかったので、周作人を参考にして描いた。そのためのできあがった繪は、體つきは子供だが顔つきは周作人に似ており、實際の年齢よりは大分おとなっぽかった。母はこの繪が大變氣に入って、八十七歳で亡くなるまでの四十五年間、いつも寢室に掛けていた。今これは北京の魯迅の故居に掛けられている。<sup>(1)</sup>

故人に似ている人を参考にして肖像畫を作る技法は、明清の小説にしばしば出てくる「追容の法」である。この魯迅の母と末弟のことはノンフィクションで、小説・戯曲ではないが、肖像畫文學とはいえるであろう。「滕大尹」に續く第二で最後の文學作品にみられる幼兒の肖像畫の話である。二十世紀に入ってカメラが普及すると肖像畫は急速にすたれ、肖像畫文學は變貌する。

#### 注

- (1) 昭和五十七年二月、研文出版
- (2) 昭和四十四年四月、勁草書房
- (3) 莊司格一『中國の公案小説』、昭和六十八年八月、研文出版
- (4) 平成十二年二月、國書刊行會
- (5) 兄弟相愛相敬、矢不聽婦僕讒言、以開隙端者、一日爲一功、贊成善事、一事爲十功、善待姊妹者、同論、善待異母庶出及幼孤

者、倍論、分析家産公平、爲五十功、讓多取少、爲百功、遇當爭而不爭者、倍論、

兄弟不睦、故加忿言傲色、或聽讒言開釁者、一日爲一過、分析不公平者、爲五十過、私自侵占者、爲百過、欺凌異出庶出者、倍論、欺凌孤者、加十倍論、

(6) 餘親家史少司馬、年七十七生子、族人登堂大闕、余爲駭然、後讀歐公社祀墓志、稱閩俗貧嗇、有老而生子者、父兄多不舉、慮分家產故也、社公上書、請立五保、俾相察民、有犯者置之法、由是生子得免、閩人德之、生子以君姓字名其子、按此猶指本家父兄、非族人也、族人則尤悖妄可惡矣、

(7) 澤田瑞穂『宋明清小説叢考』「張一非公案その他」、拙著『三言二拍本事論考集成』初刻三十三の項参照。

(8) 老夫官居五馬、壽踰八旬、死在旦夕、亦無所恨、但孽子善述、方年週歲、急未成立、嫡善繼素缺孝友、日後恐爲所戕、新置大宅二所、及一切田産、悉以授繼、惟左偏舊小屋、可分與述、此屋雖小、室中左壁埋銀五千、作五罈、右壁埋銀五千、金一千、作六罈、可以準田園之額、後有賢明有斷者、述兒奉酬白金三百兩、

八十一翁 倪守謙 親筆 年 月 日 花押

(9) 光陰似箭、不覺又是一年、重陽兒週歲、整備做萃盤故事、裏親外眷、又來作賀。倪善繼到走了出門、不來陪客。老子已知其意、也不去尋他回來。自己陪着諸親喫了一日酒、雖然口中不語、心內未免有些不足之意、自古道、子孝父心寬、那倪善繼平日做人、又貪又狠、一心只怕小孩子長大起來、分了他一股家私、所以不肯認做兄弟、預先把惡話謠言、日後好擺佈他母子、那倪太守是讀書做官的人、這箇關節怎不明白、只恨自家老了、等不及重陽兒成人長大、日後少不得要在大兒子手裡討針線、今日與他結不冤家、只素忍耐、看了這點小孩子、好生痛他、又看了梅氏小小年紀、好生憐他、常時想一會、悶一會、又懊惱一會、

(10) 『追容像譜』については、拙論「肖像畫の明清小説」(『日本中國學會報』第五十三集、平成十三年十月)に紹介してある。

(11) 椿壽の肖像畫のことについては、周遐壽『魯迅小説裏の人物』(一九五四年四月、上海出版公司)一一「小照」、周遐壽『魯迅的故家』(一九八一年、人民文學出版社)一六「一幅畫」、葉淑穗・楊燕麗『從魯迅遺物認識魯迅』(一九九九年五月、中國人民大學出版社)「魯迅收藏的四弟畫像」などに記されている。この三書とも本學大學院生の戸井久君の教示による。

【附記】 小論は平成十四年七月二十九日に國文學研究資料館で開催された共同研究「わが國における『三言二拍』受容の研究」の研究會での發表原稿を改めたものである。